

会員各位

令和 2 年 12 月 28 日

岐阜県行政書士会
運輸交通部会長 今井 雅彦

自動車保管場所証明申請における押印有無の扱いについて(重要)

令和2年10月21日に警察庁から「車庫証明の申請など警察署の窓口で行う全ての行政手続きについて、押印を廃止する。」と発表され、「年内に関連法令を改正し、年明けには全国の警察でハンコなしで書類を受理できるようにする。」との報道がありました。

上記の発表及び報道の件について、令和2年12月25日(金)に岐阜県警察本部交通規制課より確認した事項をお知らせいたします。

岐阜県警察本部交通規制課より確認した事項

令和3年1月以降も、全ての書面に押印が必要となります。

1. 令和3年1月初頭からの申請 … 従来通り、全ての書面に押印が必要
2. 改正後の関連法令に則った申請方法(申請書等の押印の省略)の詳細について
 - ① 交通規制課担当者より
「12月25日(金)時点で警察庁より県警へまだ通知はございません。押印の省略での運用は、開始期日以降となります。詳細が分かり次第ご連絡いたします。会員の皆様のご理解とご協力をお願いします。」との事です。
 - ② 交通規制課より改正後の申請方法詳細等が確認でき次第、本会HP上にて周知予定です。
 - ③ 岐阜運輸支局より登録審査での登録申請用車庫証明書の審査取扱等が確認でき次第、本会HP上にて周知予定です。

注意事項

「法改正がされるからという前提」で申請書等の押印省略での申請は、受付不可となります。そのような誤った情報による申請や窓口への申し出等の行為は、一切無しでお願いいたします。また、依頼者や事業者にもそのようにお伝えをお願いいたします。

以上、宜しく願いいたします。